

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第45号

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2上屋の項中

「

	専 用 使 用	1平方メ ートル1 月につき	712円	
--	------------------	----------------------	------	--

を

」

「

	専 用 使 用	1平方メ ートル1 月につき	712円	
3	一 般 使 用	貨物搬入の日から起算 して15日まで	1平方メ ートル1 日につき	22円80銭
		貨物搬入の日から起算 して16日以後30日まで		45円60銭
		貨物搬入の日から起算 して31日以後		91円
級	専 用 使 用	1平方メ ートル1 月につき	570円	

に、

」

「

3
級
4
級
5
級

」

「

4
級
5
級
6
級

」

を

に改め、同項備考の欄中

「

2級上屋

知事が別に告示で定める。

3級上屋

スプリンクラー付きの上屋

4級上屋

1級上屋、2級上屋及び3級上屋以外の上屋で昭和38年1月1日以後に建設した鉄筋コンクリート造りのもの

5級上屋

3級上屋以外の上屋で昭和37年12月31日以前に建設した鉄骨造りのもの

」

「

2級上屋

知事が別に告示で定める。

3級上屋

知事が別に告示で定める。

4級上屋

スプリンクラー付きの上屋

5級上屋

1級上屋、2級上屋、3級上屋及び4級上屋以外の上屋で昭和38年1月1日以後に建設した鉄筋コンクリート造りのもの

6級上屋

4級上屋以外の上屋で昭和37年12月31日以前に建設した鉄骨造りのもの

を

に改める。

」

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。